

1 新型コロナウイルス感染症の状況等について

(1) 宮城県内における感染状況及び主な指標等

令和3年2月6日現在

①	県内患者累計	3,461 人
	うち療養中など	169 人
	うち療養終了	3,270 人
	うち死亡	22 人

令和3年2月6日現在

	項目	指標値	実績値等	参考 (ステージⅢ)
②	確保病床使用率 (全入院者)	21.2 %	73床/345床	25%
	確保想定 病床数	16.2 %	73床/450床	—
③	確保病床使用率 (重症患者)	16.3 %	7床/43床	25%
	確保想定 病床数	10.8 %	7床/65床	—
④	直近1週間の陽性者数 【対人口10万人】 (1/30~2/5)	3.2 人	74人/2,306千人	15人
	石巻市	5.7 人	8人/141千人	

確保病床 . . . 医療機関と調整を行い、最終フェーズにおいて確保している病床

確保想定病床 . . . 最終フェーズにおいて確保することを計画する病床

(2) 宮城県内における PCR 検査実施状況

【令和3年分】 検査件数累計 9,754 件 (陽性率/週(1/25~1/31)7.8%)

(3) 各都道府県の検査陽性者の状況（河北新報より）【2/3 21:00】

都道府県名	累計	うち新規	死亡
北海道	17,720	+94	611
青森県	730	+6	13
岩手県	505	+6	28
宮城県	3,436	+11	22
秋田県	263	+4	3
山形県	513	+3	13
福島県	1,750	+13	50
茨城県	4,914	+39	68
栃木県	3,803	+12	49
群馬県	3,969	+39	71
埼玉県	25,848	+257	378
千葉県	22,934	+218	271

都道府県名	累計	うち新規	死亡
東京都	101,466	+676	949
神奈川県	41,396	+234	513
新潟県	928	+7	12
富山県	876	+0	27
石川県	1,484	+11	58
福井県	517	+0	20
山梨県	901	+5	15
長野県	2,314	+16	38
岐阜県	4,223	+51	70
静岡県	4,653	+24	80
愛知県	24,330	+114	420
三重県	2,251	+27	32

都道府県名	累計	うち新規	死亡
滋賀県	2,181	+22	33
京都府	8,607	+43	125
大阪府	44,355	+244	958
兵庫県	16,782	+120	430
奈良県	3,053	+34	40
和歌山県	1,085	+14	15
鳥取県	204	+1	2
島根県	273	+2	0
岡山県	2,365	+12	24
広島県	4,852	+15	94
山口県	1,270	+22	24
空港検疫	2,168	+2	2

都道府県名	累計	うち新規	死亡
徳島県	389	+0	15
香川県	668	+5	15
愛媛県	997	+1	21
高知県	851	+0	14
福岡県	16,413	+119	200
佐賀県	963	+8	6
長崎県	1,540	+3	32
熊本県	3,359	+7	63
大分県	1,191	+14	17
宮崎県	1,862	+13	20
鹿児島県	1,640	+3	19
沖縄県	7,688	+60	92

※クルーズ船、チャーター機を除く

全国合計	396,480	+2,631	6,072
------	---------	--------	-------

(4) WHO（世界保健機関）の対応

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表（1/31）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名（2/11）
- ・「新型コロナウイルスはパンデミック（世界的大流行）」であるとの見解（3/11）

(5) 国の対応（主に厚生労働省）

①法令関係

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/1 施行）
- ・感染症法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加（2/13 閣議決定、2/14 政令施行）
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置（2/13 閣議、2/14 政令施行）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（3/13 可決成立、3/14 法施行）
- ・マスクについて購入価格を超える価格での転売禁止（3/10 閣議、3/15 政令施行）
※（国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令）
- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令改正（入院の勧告・措置対象者の変更）（10/14 公布・10/24 施行）
- ・予防接種法改正（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を予防接種法に基づく臨時接種に位置付け）（12/9 公布・12/9 施行）
- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定めのある等の政令改正（感染症法に基づく「指定感染症」としての指定期間を1年間延長）（1/7 公布・1/7 施行）
- ・**新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法等の改正（緊急事態宣言下での制限や入院拒否者に対する過料など）**（2/3 公布・2/13 施行）

②会議関係

- ・内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（1/30）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」の開催（1/30～）
- ・特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（3/26～法令設置）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を開催（2/16～6/19 全17回）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催
（7/6、7/16、7/22、7/31、8/7、8/21、2/24、9/4、9/11、9/25、10/15、10/23、10/29、11/9、11/12、11/20、11/25、12/11、12/23、1/5、1/8、1/15、**2/2**）

③緊急事態宣言

- ・特別措置法に基づき7都府県に緊急事態宣言を発令（4/7）
※7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県）
○期間：4/7（火）～5/6（水：振替休日）

- ・緊急事態宣言を実施すべき区域を7都府県から全都道府県に拡大（4/16）
東京など7都府県に加え、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の6道府県を「特定警戒都道府県」に指定
○期間：4/16（木）～5/6（水：振替休日）
- ・専門家会議の提言を踏まえ、「緊急事態宣言」の期間延長を決定（5/4）
○期間：5/7（木）～5/31（日）
- ・北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8つの都道府県を除く39県で緊急事態宣言の解除を決定（5/14）
- ・緊急事態宣言が続く8都道府県のうち、京都、大阪、兵庫の関西3府県の解除を決定（5/21）
- ・全都道府県での緊急事態宣言の解除（5/25）
- ・特別措置法に基づき1都3県に緊急事態宣言を発令（1/7）
※1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
○期間：1/8（金）～2/7（日）
- ・緊急事態宣言の区域変更（1/13）
※11都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）
○期間：1/14（木）～2/7（日）
- ・**緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（2/2）**
※10都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）
○期間：1/8（金）～3/7（日）

④基本方針関係

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の取りまとめ
（第1弾2/13、第2弾3/10、追加緊急措置【生活不安】3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の発出（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定及び変更
（3/28決定、4/7、4/11、4/16、5/4、5/14、5/21、5/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を専門家会議が公表
（3/19、4/1、4/22、5/1、5/4、5/11、5/14、5/29）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4/7閣議決定、4/20閣議再決定）
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表（5/7）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」決定（8/28）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」
（8/7、8/24、9/11、9/25、10/15、10/23、10/29、11/9、11/12、11/20、12/11、1/5）

⑤その他

- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28）⇒（2/7からフリーダイヤル化）

- ・「イベントの開催に関する国民のメッセージ」を发出（2/20）
感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討要請
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安发出（2/17、5/8）
- ・全国的なスポーツや文化イベントなど今後2週間程度、自粛要請
（2/26、3/10「今後おおむね10日間」延長）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校について」发出（2/28 文科省）
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始（3/6）
- ・抗体保有調査の実施（東京都、大阪府、宮城県）（6/1～6/7）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリをリリース（6/19）

（6）県の対応

①緊急事態措置

- 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）【4/17～5/6】
- 催物の開催自粛（特措法第24条第9項）【4/17～5/6】
- 緊急事態宣言相談ダイヤルの開設【4/18～5/25 8,653件】
- 施設の使用停止及び催物の開催の停止等（休業要請）
（特措法第24条第9項）【4/25～5/6】
- 商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止
（特措法第24条第9項）【4/24～5/6】
- 施設の使用停止要請及びした旨公表
（特措法第45条第2項及び第4項）【4/29～5/6】
- 外出自粛の要請（特措法第24条第9項）【5/7～5/14】
- 催物の開催自粛の要請（特措法第24条第9項）【5/7～5/14】
- 施設における感染防止対策の徹底（特措法第24条第9項）【5/7～5/14】
- 職場における感染防止対策等に係る取組の要請

②特措法第24条第9項に基づく協力の要請

- ア) 【5/15～5/25】
 - 外出について（県民向け）の要請
 - 職場における取組について（事業者向け）の要請
 - 催物（イベント等）開催（催物主催者向け）の要請
 - 施設における取組について（施設管理者向け）の要請
- イ) 【7/20～当面の間】
 - 接待を伴う飲食店、その他酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請
 - 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請
- ウ) 第1期【12/28 午後10時～1/12 午前5時】
 - 第2期【1/12 午後10時～1/27 午前5時】
 - 営業時間短縮の協力要請

対象区域：仙台市青葉区国分町2丁目及び同区一番町4丁目

対象業種：接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店等含む）

エ) 【1/9～2/7】

□特定都道府県（※）への不要不急の外出の自粛要請

※緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県

1/14時点：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

③情報連絡体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27 任意設置）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
（1/27、2/21、2/29、3/26、4/9、4/17、4/21、5/5、5/15、5/26、7/13、7/31、8/31、
9/16、11/4、11/30、12/23、1/9、**1/23** 計19回開催 ※3/26～法令設置）
※3/26～は危機管理対策本部会議と併催
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31、4/27、6/18、11/27、12/11）
- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議の開催
（1/29、3/27、5/21、6/5、7/16、7/22、7/31、9/16、10/29）
- ・石巻圏域地方対策本部を設置（2/21～）

④対応方針

- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」
（2/27 発出、2/29、3/30、5/5、5/15、5/26、7/31、8/31、9/16、11/30）
- ・県施設の運営再開についての基本方針（5/15 更新）
- ・「宮城県新型コロナウイルス感染症対応方針」を決定（7/13）

⑤医療体制の確保及び検査体制の整備

- ・県内感染症指定医療機関及び入院協力医療機関 225床（R3/1/20 現在）
- ・帰国者・接触者外来 40か所（1/9 現在）
- ・帰国者・接触者相談センターを設置 7保健所2支所
- ・県内におけるPCR検査可能件数400件/日（最大）（1/9 現在）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置（4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議
の開催（4/10、4/15）
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入開始（4/16～）
- ・新型コロナウイルス感染症（石巻圏域新型インフルエンザ等）対策会議の開催（4/17）
- ・仙台市内においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施（4/21～）
- ・医療提供体制の目安とする「みやぎアラート」を発出（7/13）

- ・保健環境センターにおける検査の実施（1/30：19時～）
- ・宮城県医師会健康センターにおける検査の実施（3/11～）
- ・地域外来・検査センターを設置（栗原圏域 10/5～、大崎圏域 10/12～、亶理郡 12/7～、石巻圏域 12/24～）
- ・診療・検査医療機関の指定（10/1～）県内 533 医療機関（R3/1/21 現在）

⑥ 県民へ周知

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様へ緊急メッセージ
（4/3 宮城県知事、仙台市長）⇒若者を中心に不要不急の外出の当面自粛要請
- ・宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見（4/9）⇒新型コロナウイルス感染症を巡り、医療現場が患者の対応で切迫しているとして、「危機的状況」を宣言（宮城県医師会）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ（4/13）
- ・GWの連休中に県境をまたいだ移動を控えるよう強く求める「東北・新潟緊急共同宣言」を発出（4/24 東北、新潟の7県知事と仙台、新潟の両市長）
- ・「県境をまたぐ移動等の自粛の継続」や「新しい生活様式」を求める「東北・新潟共同メッセージ」を発出（5/8 東北、新潟の7県知事と仙台、新潟の両市長）
- ・新型コロナを共に乗り越える宮城・山形共同宣言を発表（7/6）
- ・宮城県知事から県民の皆様への緊急の呼びかけ（7/16）
- ・お盆休みにおける帰省等に関する知事から県民の皆様へのお願い（8/6）
- ・飲食店における感染予防対策の徹底に関する呼び掛け（9/10 宮城県知事・仙台市長からの共同メッセージ）
- ・宮城県知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長による緊急共同記者会見（9/13）
- ・接待を伴う飲食店及び酒類提供飲食店への緊急の協力要請（9/16）
- ・新型コロナウイルス感染症宮城県緊急警報の発表（9/18、9/19～9/22）
- ・催物の主催者が存在しない季節の行事における感染防止等の徹底のお願い（10/27）
- ・宮城県知事から感染対策の徹底についての呼びかけ（11/6）
- ・新型コロナウイルス感染症「宮城県緊急警報」を発令（11/9）
- ・宮城県知事から新型コロナウイルス感染症への最大限の警戒の呼びかけ（11/16）
- ・「宮城県新型コロナ危機宣言」を発表（12/16 宮城県、仙台市、宮城県医師会、仙台市医師会）
- ・「ストップ！コロナ差別」共同宣言（行政、医療、福祉、経済、学校関係など 28 団体）（R3/1/13）

⑦ その他

- ・各保健所相談窓口等の開設（1/24～）

※石巻保健所相談件数 【2/3 現在】 2,186 件

- ・コールセンターの開設 (2/4 ⇒ 2/22～24 時間対応 ⇒ 4/1、4/4、4/5 段階的拡充)
※「受診・相談センター」に名称を変更 (11/5)
- ・「新型コロナ対策実施中ポスター」の運用開始 (8/3、8/17、8/31 イベント向け追加)
- ・みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤルの開設 (10/12～)
- ・時短要請相談窓口 (コールセンター) の開設 (12/23～)

(7) 本市の対応

① 庁内情報連携体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (1/29 任意設置)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
(2/4、2/21、2/28、2/29、3/2、3/9、3/13、3/24、3/27、3/30 計 10 回開催)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催 (1/30、2/20、2/28、4/3)

② 国の緊急事態宣言による市内の感染予防及び感染拡大防止体制の整備

- ・新型インフルエンザ等対策本部の設置 (4/7)
※「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法令設置
- ・**新型インフルエンザ等対策本部会議の開催**
(4/8、4/13、4/17、4/21、4/28、4/30、5/5、5/12、5/16、5/27、6/9、6/30、7/3、7/7、7/20、7/31、8/25、8/31、9/16、9/25、10/6、10/24、10/30、11/4、11/6、11/10、11/25、12/2、12/7、12/22、1/13、1/22、**1/25、1/27** 計 34 回開催 **※1/7～法令設置**)
- ・新型インフルエンザ等対策危機管理部会の開催 (4/22、5/7)

③ 市民への周知・相談体制等の整備

- ・市ホームページでの周知・注意喚起 (1/28～)
※全都道府県を区域対象とした緊急事態宣言を受け、市民に対し、動画による市長メッセージを配信 (4/17～)
- ・市民向けチラシを作成し各課の窓口等に配置 (2/5～)
- ・ラジオ石巻による広報 (2/6～)
- ・市民向けチラシを行政委員の班回覧を活用し周知 (2/27～)
※総合支所管内は全戸配布
- ・市民向け注意喚起チラシを全戸配布 (4/22～)
- ・防災無線を活用した周知・注意喚起
(4/17、4/24、4/28、5/1、5/3、5/5、5/8、7/3 計 8 回)
- ・妊婦へマスクを配布 (2/25～)
※配布件数【1/31 時点】 計 1,157 件 (本庁 972 件 総合支所 185 件)
- ・紙製品の品薄状況を鑑み、適切な情報に基づく冷静な対応を呼びかけ (HP3/5～)

- ・健康相談窓口（本庁・各総合支所）の設置（2/5～）、拡充①（7/3～7/23）、拡充②（9/15～）

※相談件数【1/31時点】 計1,122件（本庁1,030件 総合支所92件）

- ・緊急経済対策総合相談窓口の開設（5/1～5/31）

※相談件数【最終】 計306件

（健康相談：12件、定額給付金：21件、事業者支援：198件、生活支援19件、窓口相談56件）

※5/1～5/10の期間は、土曜・日曜、祝日毎日開設

○専用ダイヤル（TEL90-8044）の設置

○相談窓口（本庁舎2階：保険年金課窓口の一部）の設置

- ・特別定額給付金コールセンター（TEL90-8052）の開設（5/1～）
- ・緊急経済対策専用ダイヤル（TEL90-8044）の開設（6/1～）
- ・地元新聞社による独自支援策（経済対策）の周知（6/30、7/21、11/19、12/17）
- ・地元新聞社による感染症対策の呼びかけ（7/25、7/28、8/15、12/22、12/23）
- ・地元新聞社による「発熱等の症状がある方の受診体制」及び「宮城県緊急警報」の周知（11/16、11/17）
- ・市役所本庁舎に感染対策を呼び掛ける懸垂幕の設置（8/20～）
- ・市民向け感染予防チラシを全戸配布（9/29～）
- ・差別やいじめなど誹謗中傷に関する啓発ポスター（11/10～）
- ・防災メールを活用した周知・注意喚起（12/7～12/13、12/21～12/26）
- ・石巻市地域外来・検査センターの開設（12/24～）
- ・健康部内に「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置（1/14～）

④ 予防・まん延防止対策

ア) 市主催のイベント等の自粛及び公共施設の休館等について

- ・「イベント等の中止・延期・規模縮小の基本方針」を発出（2/29）

※市民が主催するイベント・行事等についても、同様の協力を要請

- ・公共施設の休館等の考え方について（3/2 対策本部）

※令和2年3月4日から令和2年3月31日まで休館等を決定

- ・イベント等や公共施設の考え方について（3/30 対策本部）

※令和2年4月12日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長

- ・イベント等や公共施設の考え方について（4/8 対策本部）

※令和2年5月10日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長

- ・イベント等や公共施設の考え方について（5/5 対策本部）

※令和2年5月31日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長

- ・イベント等や公共施設の考え方について（5/16 対策本部）

※令和2年5月16日から原則イベント等の実施、公共施設の開館の措置を決定

- ・イベント等や公共施設の考え方について（5/27 対策本部）

- ※新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの見直し（段階的緩和）
- ・イベント等や公共施設の考え方について（7/31 対策本部）
 - ※令和2年8月末までは感染状況等に鑑み、現在の開催制限の維持を決定
- ・イベント等や公共施設の考え方について（9/1 対策本部）
 - ※令和2年9月末までは感染状況等に鑑み、現在の開催制限の維持を決定
- ・市主催イベント等の基本的な考え方について【9/19～11/末】（9/18 対策本部通知）
 - ※新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの一部見直し
- ・市主催イベント等の基本的な考え方について【12/1～2/末】（11/30 対策本部通知）
 - ※新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの一部見直し

イ) 庁内での感染症対策

- ・「職員にかかる新型コロナウイルス感染症への対応について」（2/26 対策本部）
 - ※相談・受診の目安、フロー図を作成
- ・手指アルコール消毒液 300 本を各部の職員数に応じて配布（2/26）
- ・職員の出張の取扱いについて（2/27、4/8、4/17、5/18 総務部通知）
- ・職員の健康観察の実施について（3/3 総務部通知）
- ・職員の時差出勤の取扱いについて（3/3 総務部通知）
- ・庁舎内の市民への感染予防対策について（3/18 説明会、実施）
 - ※漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）を活用した環境消毒を実施
- ・危機管理担当部署職員及び保健師等を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る研修会」の開催（4/3 石巻保健所主催）
- ・市民課などの窓口に「飛沫（ひまつ）感染防止仕切り板」を設置（4/17～）
- ・保育所等感染症予防対策研修会の開催（11/9）

⑤ 市立小・中学校及び高等学校の対応

- ・学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全国一斉の臨時休業を要請（2/27 内閣総理大臣）
- ・市立小・中学校、高等学校を3/2 から臨時休業とすることを決定（2/28 第3回市対策本部）
- ・市立小・中学校及び高等学校は学年末・学年始休業（～4/7）
- ・県立学校は臨時休業（～4/14）
- ・市立小・中学校は通常授業を開始（4/8）
- ・市立高等学校は入学式、始業式のみを行い、4/14 まで臨時休業
- ・市立小・中学校については、4/15 から5/6 まで臨時休業
- ・市立高等学校については、4/14 までとしていた臨時休業を5/6 まで延長
- ・市立小・中学校及び市立高等学校については、5/6 までとしていた臨時休業を5/10 まで延長
- ・市立小・中学校及び市立高等学校については、5/10 までとしていた臨時休業を5/31 まで延長

- ・小・中学校の夏季休業期間の変更を決定（7/21～8/25 ⇒ 8/8～8/19）
- ・市立小・中学校及び市立高等学校について、6/1 から再開
- ・広瀬小学校について、5日間臨時休業（11/4～11/8）
- ・蛇田小学校について、5日間臨時休業（12/6～12/10）
- ・開北小学校について、7日間臨時休業（1/23～2/1）

⑥石巻市議会との情報連携

- ・全員協議会の開催（4/10）
- ・議長、副議長、会派代表者で構成する「石巻市議会災害対策会議」の設置（4/22）
- ・災害対策会議の開催（5/1、5/13、5/20、5/29、6/2、7/7、7/15、9/2、1/15 計9回開催）
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業における議会費の活用に関する申入れ（6/8）

⑦新型コロナウイルスに関連する生活・経済支援策等

- ・石巻市中小企業者に対する融資利子補給事業（3/13 臨時庁議）
- ・感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給（4/27 臨時庁議）
- ・感染症拡大の影響に伴う中小企業等への独自支援策の実施（4/27 臨時庁議）
 - ア）事業者経営持続化助成金
 - イ）営業形態転換支援補助金
 - ウ）水産業人材マッチング事業
 - エ）「石カラ・プロジェクト」助成事業（飲食店支援事業補助金）
 - オ）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（本来交付される額に上乘せ）
- ・出前・ランチの日設定（4/22 市役所限定）
- ・感染症拡大の影響で内定取り消しを受けた学生等の任用（4/28 第2回庁議）
- ・国民健康保険税及び介護保険料の減免について（5/26 第4回庁議）
- ・感染症拡大の影響に伴う中小企業等への独自支援策の実施（5/26 第4回庁議）
 - ア）緊急雇用安定対策促進助成事業
 - イ）観光関連産業事業者経営支援事業
 - ウ）家賃助成事業
 - エ）家賃減額助成事業
 - オ）水産業人材確保支援事業
 - カ）販売促進等支援事業
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の実施について（6/30 第6回庁議）
- ・自治会及び市民公益活動団体の感染症対策経費の支援について（7/20 第8回庁議）
- ・石巻市事業者経営持続化助成金の拡大について（7/20 第8回庁議）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業者への支援及び経済対策の実施について（7/20 第8回庁議）
 - ア）感染防止対策等補助金

- イ) 地域商品券事業
- ウ) 「石巻のチカラ・プロジェクト」事業 (第2弾)
- エ) 観光客誘客促進事業
- オ) 市産水産物消費拡大支援事業
- カ) 肥育素牛導入助成
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる消毒支援事業の実施について(8/4第9回庁議)
- ・高齢者に対するインフルエンザ定期予防接種に係る自己負担額の無料化について
(8/25第10回庁議)
- ・福祉部門における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について
(8/25第10回庁議)
 - ア) 福祉関係施設感染防止対策事業
 - イ) 被災者生活支援団体感染対策事業
 - ウ) 障害者感染対策事業
 - エ) 子育て世帯支援活動事業
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う林業事業者への支援の実施について
(8/25第10回庁議)
- ・石巻広域圏の消防署所における新型コロナウイルス感染症予防対策事業の実施について (8/25第10回庁議)
- ・住居確保給付金支給事業における算定家賃額の変更について (8/25第10回庁議)
- ・新型コロナウイルス感染症対策としての公園衛生環境整備及び地場産材を使用した公園休憩施設整備について (8/25第10回庁議)
- ・教育施設における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について
(8/25第10回庁議)
 - ア) 学校施設の手洗い水栓の自動水栓化
 - イ) 市立桜坂高等学校の普通教室等へのエアコン整備
 - ウ) 石巻市総合体育館へのドーム型 AI サーマルカメラの導入
 - エ) 石巻市総合体育館への網戸設置
 - オ) 石巻市複合文化施設 (まきあーとテラス) へのドーム型 AI サーマルカメラの導入
- ・石巻市認可保育所等の保育料及び食材料費の日割り充当について
(9/25第12回庁議)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等への独自支援策の変更について
(助成対象期間及び申請期限の延長) (9/25第12回庁議)
 - ア) デリバリー・テイクアウト参入支援助成金
 - イ) 雇用調整助成金利用促進補助金
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の延長について (10/6第13回庁議)

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等への独自支援策の変更及び追加について（10/28 第 14 回庁議）
 - ア) 石巻市事業者経営持続化助成金の増額
 - イ) 石巻市感染予防対策補助金の制度の拡充
 - ウ) 外国人技能実習生等受入支援事業（新規）
- ・石巻地域産品販路開拓（期間限定アンテナショップ開設）事業の実施について（11/10 第 15 回庁議）
- ・石巻市地域商品券の再販売について（11/25 第 16 回庁議）
- ・石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の一部変更について（11/25 第 16 回庁議）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業への独自支援策（石巻市水産業人材マッチング事業）の事業内容の拡充について（12/2 第 17 回庁議）
- ・石巻市地域外来・検査センターの設置について（12/2 第 17 回庁議）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について（12/22 第 18 回庁議）
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）の実施について（12/22 第 18 回庁議）
- ・石巻市観光客誘客促進支援業務（レッツゴー石巻）商品販売期間の延長及びクーポン追加付与等について（1/27 第 20 回庁議）
- ・住居確保給付金支給事業の支給期間の延長について（1/27 第 20 回庁議）